

民間構成員からの重点要望事項(2020年度)

法令外国語訳整備プロジェクトについて、特に以下の3項目を、優先的に取り組むべき重点課題として、関係省庁に対応を求める。

1. 2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開すること

政府においては、2015年から2020年度末にかけて500本以上の英訳法令を公開することを目標としていたが、法令外国語訳を更に加速させるために、今後5年間で、少なくともこれを100本以上上回る数(600以上)の法令及び法令の概要情報の英訳を公開すべきである。

また、この600本という数は、必ず達成すべき最低限の目標を定めたものであり、我々としては、技術の進歩や進捗状況に応じて、目標の更なる見直しを求めて行く予定である。

政府においては、このことを念頭に、法令外国語訳に取り組むべきである。

2. 重点的に翻訳すべき分野について

政府が法令外国語訳に振り分けるリソースに限りがある以上、特に必要性の高い分野から翻訳を行っていくべきである。そこで、民間構成員としては、以下の分野について、重点的に英訳法令を公開するよう要望する。

- 対日直接投資に関わる分野に関するもの(例えば、金融法、デジタル関連分野の法令など)
- 知的財産分野に関するもの
- 民事分野の基本法に関するもの(例えば、民事訴訟法、破産法等)
- 我が国に居住する外国人に関わる分野に関するもの(例えば、税金、年金、消費者法、労働法など)

3. 法令外国語訳の体制の充実を図ること

法令には正確性が求められる以上、いくら技術が発達したとしても、人の作業が不可欠である。そのため、法令外国語訳を加速させるために十分な人的体制を整備すべきである。

また、近時、機械翻訳(AI翻訳)の技術の進歩はめざましい状況にある。政府においては、引き続き、法令外国語訳加速の観点から、機械翻訳(AI翻訳)の活用について検討を進めるべきである。